

# 愛知県ウォーキング協会会則

## 第1章 総 則

(名 称)

第 1条 本会は、愛知県ウォーキング協会と称する。

2 本会の英文名称は、Aichi Walking Association(略称：AWA)とする。

(事務所)

第 2条 本会は、事務所を事務局長宅に置く。

(目 的)

第 3条 本会は、「ウォーキング」運動の提唱と実践を通して日常の歩く生活を励行し自然に親しみ、自然を守り、史跡・名勝など文化財を訪ねて豊かな心育むと共に世代を超えた親睦を図り、県民総健康の推進と明るい社会作りに寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)ウォーキング運動の実践と普及
- (2)本会と共通の目的を有する県内市町村及び他団体との連携協調
- (3)ウォーキング運動に関する機関紙その他印刷物の発行
- (4)その他本会の目的達成に必要な事業

## 第2章 会 員

第 5条 本会の目的に賛同するものは、誰でも会員になることができる。

2 会員の種類は、次のとおりとする。

- (1)団体会員
- (2)個人会員
- (3)家族会員

(会 費)

第 6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

## 第3章 役 員 等

(役員の種類及び定数)

第 7条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 ( 1 名)
- (2) 副会長 (5名以内)
- (3) 常任幹事 (若干名)
- (4) 幹事 (若干名)
- (5) 評議員 (団体会員数)
- (6) 監事 ( 2 名)

(役員を選任)

第 8条 役員(除く評議員)は、幹事会で推薦・選出し、総会において承認を得る。

- 2 幹事(会長、副会長、常任幹事を含む)、評議員及び監事は相互に兼ねることはできない。
- 3 評議員は、加入団体の推薦者とする。

(役員の仕事)

第 9条 会長は、会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その仕事を代行する。
- 3 常任幹事は、会長、副会長を補佐し会務を遂行する。
- 4 幹事は、重要事項の審議に当たり会務を遂行する。
- 5 評議員は、加入団体関連の企画運営等に関する重要事項を審議する。
- 6 監事は、会計その他の監査にあたる。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、2年とする。但し再選は妨げない。

(目名誉会長及び顧問等)

第11条 本会に、名誉会長、相談役、顧問等をおくことができる。

## 第4章 会 議

(会議の種類)

第12条 本会の会は、総会、常任幹事会、評議員会、特別委員会、専門部会とする。

- 2 第1項の各会の開催が困難な時は、会長が評議員の3分2以上の同意を得て、幹事会を開催し、各議案を審議し、議決する。

(総会)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が開催日を事前に、全会員に通知を行った後、総会当日の出席者で成立する。
- 3 通常総会は、年1回開催し、事業報告・決算報告・監査報告・事業計画・予算計画及び役員承認、会則の改廃、その他会の運営に関する重要事項を審議し、議決する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 幹事会において必要と認めるとき。
  - (2) 会員の5分の1以上から総会開催の請求があったとき。

(常任幹事会)

第14条 常任幹事会は、会長が必要と認めるときに招集し、本会の運営・企画その他必要な事項を審議する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、常任幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、常任幹事会の決議あったものとみなす。

(幹事会)

第15条 幹事会は、次の事項を審議し決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

- 2 第1項の規定にかかわらず、幹事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、幹事会の決議あったものとみなす。

(評議員会)

第16条 評議員会は、会長・副会長・評議員で構成し、会長が必要と認めるときに招集し、加入団体関連の企画運営その他必要な事項及び会長の不義した事項を審議する。

- 2 第1項の規定にかかわらず、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議あったものとみなす。

(ウォーキング指導者会)

第17条 ウォーキング指導者会は、AWAの役員並びにJWA公認ウォーキング指導員で構成する。この会は、ウォーキング指導者の資質向上と正しいウォーキングの普及啓蒙に必要な事項及び会長の付議した事項を審議・実施する。組織及び運用など必要事項は、別に定める。

(運営委員)

第18条 運営委員は、会長が行事運営上必要とみとめるときに委嘱し、行事の運営に協力する。

(特別委員会・専門部会)

第19条 特別委員会は、特定の事業運営上必要と認められる場合に、幹事会の決定に基づいて開催する。

2 専門部会は、一定の事業目的達成のため必要と認められる場合に開催する。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、特別委員及び専門委員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、特別委員会及び専門委員会の決議あったものとみなす。

## 第5章 会 計

(経 費)

第20条 本会の事業遂行に要する費用は、入会金、会費、寄附金その他によって支弁する。

(会計年度)

第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり12月31日に終わる。

(監 査)

第22条 会長は、会計年度終了後事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を受け総会の承認を得なければならない。

## 第6章 事務局

(事務局)

第23条 本会の事務を処理するため事務局を設ける。

2 事務局の組織及び運営など必要な事項は、別に定める。

## 第7章 補 則

(細 則)

第24条 この会則の施行について必要な細則は、会長が幹事会の議決を得て、別に定める。

## 第8章 附 則

この会則は、昭和57年4月25日より実施する。

昭和59年 2月19日 一部改正

平成 元年2月19日 一部改正

平成元年11月19日 一部改正

平成 6年 2月20日 一部改正

平成12年 8月20日 一部改正

平成15年 2月16日 一部改正

平成20年 2月17日 一部改正

令和 3年 2月21日 一部改正